

いなべ市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）に対する意見

意見(概略して表示)	回答
<p>令和6年4月から統廃合で閉校になった旧東藤原小学校跡地に学校法人特別支援学校聖母の家学園(三重県四日市市波木町)の分園(いなべ校)が開園します。</p> <p>障がい児やそのご家族を含め、その開園後の生活は本計画と密接に関連すると思います。聖母の家学園いなべ校の位置づけを具体的に記載した方が良いと思います。</p> <p>もっとも、具体的な記述がないだけで「第3期障がい児福祉計画(素案)」に盛り込まれているということであれば、どの部分(「〇ページ第〇章の〇行目」)かを教えていただけると同園に通学されるであろう障がい児やそのご家族にとって安心できることと思いますので、よろしくお願いします。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>当市に特別支援学校が新設されることは、障がい児やそのご家族にとって学校の選択肢が増え、市外にある特別支援学校への長時間通学の解消に繋がることが期待されます。現段階では、開園の詳細は不明なため、計画への明記はありませんが、今後、更なる教育の充実が図れるよう聖母の家学園と連携し、支援体制の整備を進めていきます。</p>
<p>「特別支援コーディネーター」、「特別支援教育コーディネーター」及び「特別支援保育コーディネーター」の定義に関する記載を希望します。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>素案中の「特別支援コーディネーター」は、「特別支援教育コーディネーター」を指すため、「特別支援コーディネーター」を「特別支援教育コーディネーター」に修正します。また、計画に定義を記載します。</p>
<p>素案58ページに記載のある「コーディネーター」と「地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所担当者」はどのような役割をするのか。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>「コーディネーター」には、地域の実情に応じた地域生活を支援するためのサービス提供を総合的に調整する役割を期待し、「地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所担当者」には、コーディネーターと連携し、相談や緊急時の受け入れ等のサービス提供を行う役割を期待しています。</p>

<p>素案 61 ページに「令和 8 年度末の医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置」として市または圏域に 1 人配置する目標値があります。素案 79 ページには「医療的ケア時に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」として「現在圏域でコーディネーターを 1 人配置しており、引き続き現状を維持していきます。」と記載があり、既に圏域に 1 人配置されているのであれば、「市単独で 1 人設置」でなければ、ただの現状追認であり目標値と呼ぶには相応しくないのではないかと。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 素案 61 ページと 79 ページは類似した目標となっているため、1 つにまとめたものに修正します。また、ご指摘のあった市単独での設置については、当市では、医療的ケアを必要とする障がい児の対象者が少なく、課題解決に向け、圏域で一体的に連携して取り組むことが重要であると考えます。今後も桑員圏域で情報共有を進め、さらなる取組を進めていきます。</p>
<p>障がい者支援において関係者や専門職への連携などコーディネーターの役割は重要であるもののコーディネーターの負担が過大になれば、コーディネーター自身のバーンアウトを引き起こし、結果的に支援体制を損なうこととなります。</p> <p>コーディネーターの役割を明確にし、それぞれの関係機関が全体として障がい者支援を行うことで持続可能な支援に繋がると思いますので、そのような内容の福祉計画・福祉行政であってほしいと願います。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 当市は、コーディネーターのみに負担が集中しないよう関係機関と連携し、整備体制を進めていきます。</p>